

# 兵庫県公報

令和3年9月28日 火曜日 第246号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示  | ページ |
|--|-----|
| ○ 令和3年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称（市町振興課）             | 2   |
| ○ 令和3年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）                                   | 3   |
| ○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）                         | 4   |
| ○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）                                       | 4   |
| ○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（同）   | 6   |
| ○ 同 上（同）   | 9   |
| ○ 同 上（同）   | 10  |
| ○ 同 上（同）   | 11  |
| ○ 同 上（同）   | 12  |
| ○ 同 上（同）   | 13  |
| ○ 同 上（同）   | 14  |
| ○ 同 上（同）   | 15  |
| ○ 同 上（同）   | 16  |
| ○ 同 上（同）   | 16  |
| ○ 同 上（同）   | 17  |
| ○ 同 上（同）   | 18  |
| ○ 同 上（同）   | 19  |
| ○ 同 上（同）   | 20  |
| ○ 同 上（同）   | 21  |
| ○ 同 上（同）   | 22  |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）                               | 23  |
| ○ 同 上（同）   | 24  |
| ○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）  | 24  |
| ○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）                                      | 24  |
| ○ 市街地再開発組合の定款の変更認可（市街地整備課）                                     | 24  |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の住所等の変更（住宅政策課） | 25  |
| <b>公 告</b>   |     |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）                                      | 25  |
| ○ 同 上（同）   | 26  |
| ○ 同 上（同）   | 27  |
| ○ 同 上（同）   | 28  |
| ○ 同 上（同）   | 29  |
| ○ 同 上（同）   | 30  |
| ○ 同 上（同）   | 31  |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）                                       | 32  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）                               | 32  |
| ○ 同 上（同）   | 33  |
| ○ 同 上（中播磨県民センター）   | 33  |
| ○ 丹波篠山市宇土地区整備計画案の縦覧公告（丹波県民局）                                   | 33  |
| <b>兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告</b>                                      |     |
| ○ 漁業法に基づく指示  | 34  |
| <b>教育委員会規則</b>   |     |
| ○ 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則   | 35  |
| <b>教育委員会公告</b>   |     |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ○ 入札公告（県立相生産業高等学校）    | 38 |
| ○ 同 上（同）              | 40 |
| ○ 同 上（同）              | 42 |
| ○ 落札者等の公示（県立豊岡総合高等学校） | 45 |
| <b>公安委員会告示</b>        |    |
| ○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱     | 45 |

公布された法令のあらまし

◎学校教育法施行細則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第12号）

県民に対する行政サービスのより一層の向上及び業務の効率化の推進を図るため、次に掲げる規則について、県民が作成する申請書等への押印を廃止する等所要の整備を行うこととした。

- 1 学校教育法施行細則
- 2 兵庫県立美術館管理規則
- 3 教育職員の免許状の授与等に関する規則
- 4 兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
- 5 兵庫県立歴史博物館管理規則
- 6 兵庫県立人と自然の博物館管理規則
- 7 兵庫県立南但馬自然学校管理規則
- 8 聴聞手続規則
- 9 兵庫県立考古博物館管理規則

告 示

**兵庫県告示第1040号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく令和3年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験期日等

| 区分       | 試験期日                                     | 募集期間                       | 試験場の位置及び名称  | 合格発表   | 採用時期         |
|----------|--|----------------------------|---|--------|--------------|
| 男子<br>女子 | 令和3年11月12日（金）から同月14日（日）まで（受付後、いずれか1日を指定） | 令和3年9月27日（月）から同年11月5日（金）まで | 陸上自衛隊千僧駐屯地（伊丹市広畑1丁目1）                                   | 試験時に告知 | 採用予定通知書により告知 |
|          | 令和3年11月20日（土）又は同月21日（日）（受付後、いずれか1日を指定）   |                            | 陸上自衛隊姫路駐屯地（姫路市峰南町1—70）                                  |        |              |
|          | 令和3年12月4日（土）から同月6日（月）まで（受付後、いずれか1日を指定）   | 令和3年11月15日（月）から同月26日（金）まで  | 陸上自衛隊千僧駐屯地（伊丹市広畑1丁目1）又は陸上自衛隊姫路駐屯地（姫路市峰南町1—70）<br>受付時に指定 |        |              |

新型コロナウイルス感染症の影響により、採用試験を中止又は試験の一部をWEB試験により実施する場合があります。

## 2 問合せ先

| 名称          | 場所                                    | 電話番号           |
|-------------|---------------------------------------|----------------|
| 自衛隊兵庫地方協力本部 | 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3<br>(神戸防災合同庁舎4階)      | (078) 261-8600 |
| 同 神戸出張所     | 神戸市中央区北長狭通4丁目7-6<br>(インペリアル・トラストビル3階) | (078) 327-8026 |
| 同 北神戸募集案内所  | 神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1階)           | (078) 594-9178 |
| 同 西神戸募集案内所  | 神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2階)             | (078) 797-8185 |
| 同 伊丹分駐所     | 伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)                 | (072) 783-9609 |
| 同 伊丹地域事務所   | 伊丹市中央1丁目2-5<br>(グランドハイツコーワビル2階)       | (072) 770-7800 |
| 同 西宮地域事務所   | 西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2階)                 | (0798) 66-7066 |
| 同 加古川地域事務所  | 加古川市加古川町篠原町300<br>(リトハ加古川A棟111 (1階))  | (079) 426-3290 |
| 同 青野原分駐所    | 小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)                    | (0794) 66-7959 |
| 同 姫路地域事務所   | 姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)                 | (079) 282-0535 |
| 同 相生地域事務所   | 相生市旭1-3-18 (相生地方合同庁舎2階)               | (0791) 23-2750 |
| 同 豊岡出張所     | 豊岡市大手町8-35                            | (0796) 22-3978 |
| 同 柏原地域事務所   | 丹波市柏原町柏原516-1 (柏原法務総合庁舎2階)            | (0795) 72-1949 |
| 同 淡路島駐在員事務所 | 洲本市栄町2丁目2-15 (本岡ビル1階)                 | (0799) 24-2449 |

### 兵庫県告示第1041号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、令和3年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 試験日時

令和3年11月12日(金)午前10時から正午まで

#### 2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
兵庫県民会館902号室

#### 3 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項

#### 4 受験手続

- (1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ([https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07\\_000000003.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html))に掲載。

または、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、兵庫県県土整備部土木局河川整備課、各県民局・県民センター商工労政担当課及び土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に84円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

令和3年10月4日（月）から同月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和3年10月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

令和3年11月30日（火）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班  
電話 (078) 341-7711 内線3584  
(078) 362-4159 (直通)



兵庫県告示第1042号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和3年9月15日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 事業名        | 地区名      | 縦覧の期間                     | 縦覧の場所 |
|------------|----------|---------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 皿池（王子）地区 | 令和3年9月28日から<br>同年10月18日まで | 淡路市役所 |



兵庫県告示第1043号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 漁業権者

- 名称 円山川漁業協同組合  
 所在地 兵庫県豊岡市出石町宮内153-3
- 2 認可年月日  
 令和3年9月3日
- 3 漁業権番号  
 内共第10号
- 4 認可に係る変更の内容  
 第7条第2項の別表を次のとおり改める。

| 名 称          | 所 在 地                  |
|--------------|------------------------|
| 円山川漁業協同組合事務所 | 豊岡市出石町宮内153-3          |
| 〃 生野・朝来地区    | 朝来市生野町新町1138-6 八尾誠宅    |
| 〃 〃          | 朝来市羽瀨 北垣利晃宅            |
| 〃 山東・和田山地区   | 朝来市山東町 朝来市役所山東庁舎       |
| 〃 〃          | 朝来市和田山町 朝来市企画部和田山地域振興課 |
| 〃 大屋地区       | 養父市大屋町横行374 余根田孝一宅     |
| 〃 養父地区       | 養父市広谷206-1 林 恒久宅       |
| 〃 関宮地区       | 養父市関宮906 岡田敏一宅         |
| 〃 八鹿地区       | 養父市八鹿町朝倉 たじま農協八鹿支店     |
| 〃 日高地区       | 豊岡市日高町鶴岡946 坂口好廣宅      |
| 〃 但東地区       | 豊岡市但東町出合 たじま農協但東支店内    |
| 〃 出石地区       | 豊岡市出石町 たじま農協出石支店内      |
| 〃 中筋地区       | 豊岡市木内 たじま農協豊岡南支店内      |
| 〃 豊岡地区       | 豊岡市立野町 たじま農協本店内        |
| 〃 城崎地区       | 豊岡市城崎町湯島816 瀬川孝光宅      |
| 大 谷 佳 一      | 朝来市新井712-14            |
| 越 中 己 由      | 朝来市桑市273               |
| 藤 原 芳 樹      | 朝来市立脇355-6             |
| 小 山 道 明      | 朝来市山東町楽音寺155           |
| 日下部釣具店       | 朝来市和田山町寺谷331           |
| (有) みずばしょう   | 養父市大屋町加保1303-1         |
| 大屋振興公社       | 養父市大屋町加保582            |
| 中 尾 廣 幸      | 養父市大屋町筏1251-1          |
| 三島商店         | 養父市出合414               |
| 太田垣 静 子      | 養父市中瀬1358              |
| 児 島 一 志      | 養父市養父市場459             |
| 正垣電気         | 養父市十二所25               |

|             |                |
|-------------|----------------|
| 川本一視        | 養父市上野194-4     |
| 濱達人         | 養父市八鹿町高柳5-2    |
| 田結庄釣具店      | 豊岡市日高町府市場467-1 |
| 坂本美知雄       | 豊岡市日高町松岡173-1  |
| 神鍋観光協会      | 豊岡市日高町栗栖野59-13 |
| 松田則道        | 豊岡市出石町水上104    |
| 檜本新二        | 豊岡市但東町佐々木887   |
| 竹村子匡        | 豊岡市引野149       |
| 山下釣具店       | 豊岡市千代田町9-7     |
| フィッシュオン豊岡店  | 豊岡市船町333-1     |
| フィッシングパイレーツ | 豊岡市昭和町7-48     |
| 川崎登         | 豊岡市城崎町楽々浦533   |
| 高井釣具店       | 宍粟市山崎町山田       |
| 小国釣具        | 宍粟市一宮町安積1333-9 |
| つぼみ         | 宍粟市山崎町木ノ谷6     |

- 5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日認可の日から施行する。



**兵庫県告示第1044号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置                  |       |                   |          |       |    |           |
|-----|-----------------------|-------|-------------------|----------|-------|----|-----------|
|     | 漁業種類                  | 操業区域  | 漁業時期              | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 明石浦 | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業      | 別記1の1 | 周年                | 別記2      | 5トン未満 | 1隻 | 定めなし      |
|     | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業    | 別記1の1 | 同上                |          |       |    |           |
|     | 手繰第2種漁業<br>いかなごばっち網漁業 | 別記1の2 | 2月5日から<br>7月15日まで |          |       |    |           |
|     |                       | 別記1の3 | 3月1日から<br>7月15日まで |          |       |    |           |

|       |                              |                    |                           |    |    |    |    |
|-------|------------------------------|--------------------|---------------------------|----|----|----|----|
| 西播    | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業             | 別記1の4              | 周年                        | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
|       | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業           | 別記1の4              | 4月1日から<br>10月20日まで        |    |    |    |    |
|       | 手繰第3種漁業<br>そろばんこぎ網<br>漁業     | 別記1の5              | 4月1日から<br>11月20日まで        |    |    |    |    |
|       | 手繰第3種漁業<br>まんが漁業             | 別記1の6              | 10月20日から<br>翌年4月30日<br>まで |    |    |    |    |
|       | その他の小型機<br>船底びき網漁業<br>板びき網漁業 | 別記1の7              | 4月1日から<br>12月31日まで        |    |    |    |    |
| 別記1の8 |                              | 6月1日から<br>12月31日まで |                           |    |    |    |    |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区  | 条件                     |
|-----|------------------------|
| 明石浦 | 別記3の2から4まで、6から16まで     |
| 西播  | 別記3の1、4から12まで、17から22まで |

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県

海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。

6 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。

7 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。

8 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

#### 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

#### 別記3 条件

1 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。

ア たつの市地ノ唐荷島頂上

イ 赤穂市取揚島頂上

ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点

エ 岡山県備前市鹿久居島東端

オ 岡山県備前市大多府島南端

カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点

キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点

2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。

5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。

6 たちうおを目的として操業してはならない。

7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。

9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。

10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。

11 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。

12 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。

13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。

15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。

16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線以東の大阪湾においては、操業してはならない。

17 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

18 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。



|    |                  |                  |                  |                  |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

- 19 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 20 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 21 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 直径          | 本体中央部の肉厚     | 周縁部の肉厚       |
| 11センチメートル以下 | 1.5センチメートル以上 | 0.5センチメートル以上 |

- 22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第1045号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区        | 制限措置              |      |                   |          |           |    |           |
|-----------|-------------------|------|-------------------|----------|-----------|----|-----------|
|           | 漁業種類              | 操業区域 | 漁業時期              | 推進機関の馬力数 | 総トン数      | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 神戸市<br>東部 | 手繰第3種漁業<br>石こぎ網漁業 | 別記1  | 1月1日から<br>3月31日まで | 別記2      | 5トン<br>未満 | 9隻 | 定めなし      |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 兵庫県、大阪府界からの尼崎沖埋立処分場南西端に至る間の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

ウ たこつぼ漁業、いいたこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

エ 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

オ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

カ たちうおを目的として操業してはならない。

別記1 操業区域

神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下



兵庫県告示第1046号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

| 地区    | 制限措置           |   |      |          |        |    |           |
|-------|----------------|---|------|----------|--------|----|-----------|
|       | 漁業種類           | 操業区域  | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数   | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 淡路市東浦 | いわし・いかなご船びき網漁業 | 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | 周年   | 別記1      | 10トン未満 | 1隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

|                 | 推進機関の馬力数   |
|-----------------|--|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下   |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。 |

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 条件

1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

- 2 午後3時から翌日午前4時までには操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内ではなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |



**兵庫県告示第1047号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

| 地区       | 制限措置          |       |      |          |            |     |           |
|----------|---------------|-------|------|----------|------------|-----|-----------|
|          | 漁業種類          | 操業区域  | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数       | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 佐野<br>釜口 | さより<br>船びき網漁業 | 別記1の1 | 周年   | 別記2      | 10トン<br>未満 | 10隻 | 別記3       |

(2) 機船船びき網漁業

| 地区       | 制限措置          |       |      |          |           |    |           |
|----------|---------------|-------|------|----------|-----------|----|-----------|
|          | 漁業種類          | 操業区域  | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数      | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 佐野<br>釜口 | さより<br>船びき網漁業 | 別記1の1 | 周年   | 別記2      | 5トン<br>未満 | 6隻 | 定めなし      |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区    | 条件  |
|-------|-----|
| 佐野、釜口 | 別記4 |

別記1 操業区域

淡路市佐野地先海面及び釜口地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 推進機関の馬力数

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | 推進機関の馬力数   |
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下   |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。 |

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業(漁業種類:いわし・いかなご船びき網漁業)の許可を受けた船舶を使用する者。

ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |



兵庫県告示第1048号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置      |                |                  |          |      |    |           |
|----|-----------|----------------|------------------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類      | 操業区域           | 漁業時期             | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 丸山 | さより船びき網漁業 | 共第134号共同漁業権の区域 | 12月1日から翌年3月31日まで | 別記1      | 同上   | 4隻 | 別記2       |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区 | 条件  |
|----|-----|
| 丸山 | 別記3 |

別記1 推進機関の馬力数

|                 | 推進機関の馬力数   |
|-----------------|--|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下   |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。 |

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 網船(許可証記載の船舶)に動力船を連結して曳網(通称「さきこぎ」)してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |



兵庫県告示第1049号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置          |   |                |          |        |    |           |
|-----|---------------|---|----------------|----------|--------|----|-----------|
|     | 漁業種類          | 操業区域  | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数   | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 東二見 | さわら、たいはなつぎ網漁業 | カンタマ灯浮標と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線及びその延長線以北の海面であって明石市大久保町谷八木川尻右岸とカンタマ灯浮標を結ぶ線から姫路市木場港口と姫路市上島を結ぶ | 4月1日から12月31日まで | 別記       | 10トン未満 | 4隻 | 定めなし      |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  | 線及び上島から180度の線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

(注) 操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合も、操業区域には共第68号共同漁業権の区域を含めず「ただし、共同漁業権共第68号漁業権漁場の区域を除く。」とする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア たこつぼ漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)35馬力以下



兵庫県告示第1050号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区                | 制限措置        |  |      |                 |          |      |    |           |
|-------------------|-------------|--|------|-----------------|----------|------|----|-----------|
|                   | 漁業種類        | 操業区域   | 漁業時期 |                 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 江井島<br>二見町<br>播磨町 | たい、はまち五智網漁業 | 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | たい   | 4月1日から12月31日まで  | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |
|                   |             |  | はまち  | 9月15日から11月20日まで |          |      |    |           |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区          | 条件  |
|-------------|---|
| 江井島、二見町、播磨町 | はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。 |



兵庫県告示第1051号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置            |      |                |                     |                  |          |     |                   |
|----|-----------------|------|----------------|---------------------|------------------|----------|-----|-------------------|
|    | 漁業種類            | 操業区域 | 漁業時期           |                     | 推進機<br>関の馬<br>力数 | 総トン<br>数 | 隻数  | 漁業を<br>営む者<br>の資格 |
| 岩屋 | たい、はまち<br>五智網漁業 | 別記の1 | 1月1日から12月31日まで |                     | 定めな<br>し         | 定めな<br>し | 16隻 | 定めな<br>し          |
| 北淡 | 同上              | 別記の2 | たい             | 1月1日から<br>12月31日まで  | 同上               | 同上       | 13隻 | 同上                |
|    |                 |      | はまち            | 9月10日から<br>11月20日まで |                  |          |     |                   |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 区分          | 条件  |
|-------------|---|
| 操業区域の2に係るもの | はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。 |

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただ

し、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



**兵庫県告示第1052号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 |  |      |          |      |     |           |
|----|------|--|------|----------|------|-----|-----------|
|    | 漁業種類 | 操業区域   | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 津名 | 建網漁業 | 淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。<br>(注) | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 22隻 | 定めなし      |
| 岩屋 | 建網漁業 | 淡路市楠本大磯の鼻から同市野島大川に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)   | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 27隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。



**兵庫県告示第1053号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 |  |  |  |  |  |  |
|----|------|--|--|--|--|--|--|
|    |      |  |  |  |  |  |  |



|    | 漁業種類   | 操業区域  | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
|----|--------|-------|----------------|----------|------|-----|-----------|
| 岩屋 | きす流網漁業 | 別記1の1 | 6月1日から11月30日まで | 定めなし     | 定めなし | 15隻 | 定めなし      |
|    |        | 別記1の2 | 周年             |          |      |     |           |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区 | 条件   |
|----|--|
| 岩屋 | 1 日没から日の出に至る間操業してはならない。<br>2 操業1統(1隻)につき使用する網数は25把以内(1把の浮子方の長さ16メートル以内)又は使用する網の総延長は、400メートル以内のいずれかでなければならない。 |

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 淡路市江崎灯台と播磨灘航路6番灯浮標を結んだ線以南の海面であって淡路市江崎から同市野島大川までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1054号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区    | 制限措置  |                          |      |          |      |     |           |
|-------|-------|--------------------------|------|----------|------|-----|-----------|
|       | 漁業種類  | 操業区域                     | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 神戸市東部 | ひき縄漁業 | 操業区域(別記の操業区域をいう。以下同じ。)の1 | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻  | 定めなし      |
| 神戸市   | ひき縄漁業 | 操業区域の2                   | 同上   | 同上       | 同上   | 17隻 | 同上        |

|      |       |        |        |    |    |    |     |    |
|------|-------|--------|--------|----|----|----|-----|----|
| 江井ヶ島 | ひき縄漁業 | 操業区域の3 |        | 同上 | 同上 | 同上 | 52隻 | 同上 |
| 魚住   | ひき縄漁業 | 操業区域の4 |        | 同上 | 同上 | 同上 | 13隻 | 同上 |
| 二見町  | ひき縄漁業 | 操業区域の5 |        | 同上 | 同上 | 同上 | 19隻 | 同上 |
| 岩屋   | ひき縄漁業 | たちうお   | 操業区域の6 | 同上 | 同上 | 同上 | 17隻 | 同上 |
|      |       | その他    | 操業区域の7 |    |    |    |     |    |
| 北淡   | ひき縄漁業 | 操業区域の8 |        | 同上 | 同上 | 同上 | 66隻 | 同上 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標まで引いた線、同灯浮標から第4防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 3 神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 明石市から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。  
※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。
- 6 洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1055号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置  |        |      |          |      |    |           |
|-----|-------|--------|------|----------|------|----|-----------|
|     | 漁業種類  | 操業区域   | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 明石浦 | ひき縄漁業 | 操業区域の1 | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |
| 高砂市 | 同上    | 操業区域の2 | 同上   | 同上       | 同上   | 1隻 | 同上        |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1056号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) まだこ・いいだこつぼ漁業

| 地区  | 制限措置         |      |      |          |      |     |           |
|-----|--------------|------|------|----------|------|-----|-----------|
|     | 漁業種類         | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 東二見 | まだこ・いいだこつぼ漁業 | 別記の1 | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 25隻 | 定めなし      |
| 播磨町 | 同上           | 別記の2 | 同上   | 同上       | 同上   | 5隻  | 同上        |

(2) たこつぼ漁業

| 地区名  | 制限措置   |      |      |          |      |     |           |
|------|--------|------|------|----------|------|-----|-----------|
|      | 漁業種類   | 操業区域 | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 津名   | たこつぼ漁業 | 別記の3 | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 19隻 | 定めなし      |
| 南あわじ | 同上     | 別記の4 | 同上   | 同上       | 同上   | 6隻  | 同上        |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 明石市大久保町から姫路市の形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市二見町から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 淡路市塩尾橘崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 南あわじ市松帆慶野から阿那賀に至る地先海面(旧西淡町地先海面)。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第1057号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区               | 制限措置   |                        |                |          |      |    |                                       |
|------------------|--------|------------------------|----------------|----------|------|----|---------------------------------------|
|                  | 漁業種類   | 操業区域                   | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格                             |
| 播磨町<br>東播磨<br>高砂 | いかかご漁業 | 共第19号及び共第20号共同漁業権漁場の区域 | 4月15日から7月10日まで | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年4月14日までとする。

兵庫県告示第1058号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第5条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船あわび漁業

| 地区             | 漁業種類           | 操業区域                     | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
|----------------|----------------|--------------------------|------|----------|------|-----|-----------|
| 兵庫             | 機船あわび漁業<br>(注) | 操業区域(別記の操業区域をいう。以下同じ。)の1 | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 5隻  | 定めなし      |
| 神戸             | 同上             | 操業区域の2                   | 同上   | 同上       | 同上   | 1隻  | 同上        |
| 伊保             | 同上             | 操業区域の3                   | 同上   | 同上       | 同上   | 3隻  | 同上        |
| 大塩町、的形         | 同上             | 操業区域の4                   | 同上   | 同上       | 同上   | 11隻 | 同上        |
| 姫路市八木、白浜、中部、網干 | 同上             | 操業区域の5                   | 同上   | 同上       | 同上   | 9隻  | 同上        |
| 家島町            | 同上             | 操業区域の6                   | 同上   | 同上       | 同上   | 14隻 | 同上        |
| 由良町B           | 同上             | 操業区域の8                   | 同上   | 同上       | 同上   | 4隻  | 同上        |
| 由良町C           | 同上             | 操業区域の9                   | 同上   | 同上       | 同上   | 9隻  | 同上        |
| 岩屋             | 同上             | 操業区域の10                  | 同上   | 同上       | 同上   | 14隻 | 同上        |
| 岩見             | 同上             | 操業区域の11                  | 同上   | 同上       | 同上   | 5隻  | 同上        |

(注) 漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。

(2) あわび漁業

| 地区   | 漁業種類         | 操業区域   | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 漁業者の数 | 漁業を営む者の資格 |
|------|--------------|--------|------|----------|------|-------|-----------|
| 兵庫   | あわび漁業<br>(注) | 操業区域の1 | 周年   | —        | —    | 5人    | 定めなし      |
| 由良町A | 同上           | 操業区域の7 | 同上   | —        | —    | 37人   | 同上        |

(注) 漁業種類にある「あわび漁業」とは船舶を使用しないあわび漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示第1059号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船なまこ漁業

| 地区             | 漁業種類       | 操業区域                     | 漁業時期             | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
|----------------|------------|--------------------------|------------------|----------|------|-----|-----------|
| 兵庫             | 機船なまこ漁業(注) | 操業区域(別記の操業区域をいう。以下同じ。)の1 | 11月1日から翌年4月30日まで | 定めなし     | 定めなし | 5隻  | 定めなし      |
| 神戸             | 同上         | 操業区域の2                   | 同上               | 同上       | 同上   | 1隻  | 同上        |
| 伊保             | 同上         | 操業区域の3                   | 同上               | 同上       | 同上   | 3隻  | 同上        |
| 大塩町、的形         | 同上         | 操業区域の4                   | 同上               | 同上       | 同上   | 11隻 | 同上        |
| 姫路市八木、白浜、中部、網干 | 同上         | 操業区域の5                   | 同上               | 同上       | 同上   | 11隻 | 同上        |
| 家島町            | 同上         | 操業区域の6                   | 同上               | 同上       | 同上   | 14隻 | 同上        |
| 由良町B           | 同上         | 操業区域の8                   | 同上               | 同上       | 同上   | 4隻  | 同上        |
| 由良町C           | 同上         | 操業区域の9                   | 同上               | 同上       | 同上   | 9隻  | 同上        |

|    |    |         |    |    |    |     |    |
|----|----|---------|----|----|----|-----|----|
| 岩屋 | 同上 | 操業区域の10 | 同上 | 同上 | 同上 | 14隻 | 同上 |
| 岩見 | 同上 | 操業区域の11 | 同上 | 同上 | 同上 | 5隻  | 同上 |

(注) 漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

(2) なまこ漁業

| 地区   | 漁業種類         | 操業区域   | 漁業時期                 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 漁業者の数 | 漁業を営む者の資格 |
|------|--------------|--------|----------------------|----------|------|-------|-----------|
| 兵庫   | なまこ漁業<br>(注) | 操業区域の1 | 11月1日から<br>翌年4月30日まで | —        | —    | 5人    | 定めなし      |
| 由良町A | 同上           | 操業区域の7 | 同上                   | —        | —    | 37人   | 同上        |

(注) 漁業種類にある「なまこ漁業」とは船舶を使用しないなまこ漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月28日から同年10月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域



兵庫県告示第1060号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
高砂市高砂町相生町945番8の一部
- 2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物



**兵庫県告示第1061号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域  
揖保郡太子町鶴字久治田1316番4及び1316番5地先並びに字外前田1317番6の各一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物



**兵庫県告示第1062号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                    | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 加茂(3) I<br>(118000069) | 川西市加茂2丁目（別図14のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 久代二丁目 I<br>(118000072) | 川西市久代2丁目（別図17のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図17のとおり                      |



**兵庫県告示第1063号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類   | 都市計画の名称       |
|-------|-----------|---------------|
| 西宮市   | 阪神間都市計画道路 | 3.5.169号門戸仁川線 |
| 加東市   | 東播都市計画下水道 | 加東市公共下水道      |
| 多可町   | 中都市計画下水道  | 多可町公共下水道      |



**兵庫県告示第1064号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、JR西宮駅南西地区市街地再開発組合の



定款の変更について認可した。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称  
JR西宮駅南西地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
令和元年11月から令和10年4月まで
- 3 施行地区  
西宮市池田町の一部
- 4 事務所の所在地  
西宮市六湛寺町1番12号
- 5 組合設立認可の年月日  
令和元年11月8日
- 6 定款変更認可の年月日  
令和3年9月15日



**兵庫県告示第1065号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条の規定により、支援法人から住所並びに支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称             | 住所                              | 事務所の所在地                         | 変更年月日     |
|----------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------|
| 一般社団法人家財整理相談窓口 | 旧<br>東京都新宿区大久保3丁目8番2号 新宿ガーデンタワー | 旧<br>東京都新宿区大久保3丁目8番2号 新宿ガーデンタワー | 令和3年9月27日 |
|                | 新<br>東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 新宿オークタワー  | 新<br>東京都新宿区西新宿6丁目8番1号 新宿オークタワー  |           |

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ビエラ塚口  
所在地 尼崎市上坂部一丁目36番14
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 JR西日本不動産開発株式会社      住所 大阪市北区中之島二丁目2番7号      代表者の氏名 國廣敏彦
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

| 名称                           | 住所                 | 代表者の氏名  |
|------------------------------|--------------------|---------|
| 株式会社ジェイアール西日本<br>デイリーサービスネット | 尼崎市潮江一丁目2番12号      | 二階堂 暢 俊 |
| 株式会社アルカ                      | 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3  | 中 島 康 伸 |
| 株式会社ヴィ・ド・フランス<br>外1者         | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 | 村 上 知 義 |

(2) 変更後

| 名称                           | 住所                | 代表者の氏名  |
|------------------------------|-------------------|---------|
| 株式会社ジェイアール西日本<br>デイリーサービスネット | 尼崎市潮江一丁目2番12号     | 二階堂 暢 俊 |
| 株式会社アルカ                      | 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番地の3 | 中 島 康 伸 |
| 株式会社セリア                      | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地   | 河 合 映 治 |

4 変更年月日

令和3年4月30日

5 届出年月日

令和3年9月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年9月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年1月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アプリ甲東

所在地 西宮市甲東園三丁目29、30、32、35—1、35—2、37、38番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称       | 住所                | 代表者の氏名  |
|----------|-------------------|---------|
| 千島土地株式会社 | 大阪市中央区道修町三丁目4番11号 | 芝 川 能 一 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称       | 住所              | 代表者の氏名  |
|----------|-----------------|---------|
| 千島土地株式会社 | 大阪市西区京町堀一丁目4番4号 | 芝 川 能 一 |

イ 変更後

|          |                   |        |
|----------|-------------------|--------|
| 名称       | 住所                | 代表者の氏名 |
| 千島土地株式会社 | 大阪市中央区道修町三丁目4番11号 | 芝川能一   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|              |                     |        |
|--------------|---------------------|--------|
| 名称           | 住所                  | 代表者の氏名 |
| イオンマーケット株式会社 | 東京都杉並区阿佐谷南一丁目32番10号 | 川口高弘   |
| 株式会社ミックジャパン  | 大阪市淀川区新高三丁目9番14号    | 貴島博史   |
| 株式会社ジャックネット  | 岡山市中区乙多見88番地2       | 木原茂    |

外1者

イ 変更後

|            |                       |        |
|------------|-----------------------|--------|
| 名称         | 住所                    | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋     | 大阪市西区北堀江三丁目12番23号     | 平田炎    |
| 株式会社サエラ    | 大阪市中央区本町2-2-5本町第2ビル3階 | 小池由久   |
| 株式会社ポートゲート | 宝塚市御殿山3-6-4-306       | 竹森智博   |

4 変更年月日

令和2年11月1日ほか

5 届出年月日

令和3年8月25日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年9月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年1月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビエラ大久保  
所在地 明石市大久保町ゆりのき通一丁目3番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| JR西日本不動産開発株式会社 | 大阪市北区中之島二丁目2番7号 | 國廣敏彦   |

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(i) 変更前

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|                   |                    |      |
|-------------------|--------------------|------|
| 株式会社セブンーイレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8     | 永松文彦 |
| 株式会社ココカラファインヘルスケア | 横浜市港北区新横浜三丁目17番6   | 塚本厚志 |
| 株式会社ヴィ・ド・フランス     | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 | 村上知義 |

外3者

(2) 変更後

|                   |                    |        |
|-------------------|--------------------|--------|
| 名称                | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社セブンーイレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8     | 永松文彦   |
| 株式会社ココカラファインヘルスケア | 横浜市港北区新横浜三丁目17番6   | 塚本厚志   |
| 株式会社ヴィ・ド・フランス     | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 | 伊達宏和   |

外3者

4 変更年月日

令和3年3月29日

5 届出年月日

令和3年9月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年9月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年1月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビオレ姫路1

所在地 姫路市駅前町188番1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                 |                 |        |
|-----------------|-----------------|--------|
| 名称              | 住所              | 代表者の氏名 |
| J R西日本不動産開発株式会社 | 大阪市北区中之島二丁目2番7号 | 國廣敏彦   |

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|            |                   |        |
|------------|-------------------|--------|
| 名称         | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社モンローール | 神戸市東灘区岡本一丁目11番20号 | 前内禧宏   |
| 株式会社ミルク    | 大阪市中央区博労町二丁目2番13号 | 一井和行   |
| 株式会社プラステ   | 山口市佐山717番地1       | 河崎邦和   |

外68者

(2) 変更後

| 名称               | 住所                | 代表者の氏名 |
|------------------|-------------------|--------|
| 株式会社モンローール       | 神戸市東灘区岡本一丁目12番14号 | 前内 禧 宏 |
| 株式会社ミルク          | 大阪市中央区博労町二丁目2番13号 | 中嶋 潤 哉 |
| 株式会社プラステ<br>外72者 | 山口市佐山10717番地1     | 河崎 邦 和 |

4 変更年月日

令和3年4月1日ほか

5 届出年月日

令和3年9月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和3年9月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年1月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール姫路リバーシティー

所在地 姫路市飾磨区細江2560 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 シキボウ株式会社

住所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号

代表者の氏名 尻家 正博

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

シキボウ株式会社

大阪市中央区備後町三丁目2番6号

清原 幹夫

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

シキボウ株式会社

大阪市中央区備後町三丁目2番6号

尻家 正博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

株式会社ジーフット

東京都中央区新川一丁目23番5号

堀江 泰文

|                 |                    |        |
|-----------------|--------------------|--------|
| 株式会社コックス        | 東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号 | 寺脇 栄一  |
| 株式会社キャン<br>外79者 | 岡山市北区幸町2番8号        | 立花 隆央  |
| イ 変更後           |                    |        |
| 名称              | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジーフット       | 東京都中央区新川一丁目23番5号   | 木下 尚久  |
| 株式会社コックス        | 東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号 | 三宅 英木  |
| 株式会社キャン<br>外71者 | 岡山市北区幸町2番8号        | 阿部 和則  |

(3) 駐車場の収容台数（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

- ア 変更前  
2,623台
- イ 変更後  
2,195台

(4) 駐車場の出入口の数及び位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

- ア 変更前  
出入口2箇所、出口3箇所、入口5箇所
- イ 変更後  
出入口1箇所、出口3箇所、入口5箇所

4 変更年月日

令和4年5月9日ほか

5 届出年月日

令和3年9月8日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和3年9月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年1月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ広畑店

所在地 姫路市広畑区吾妻町三丁目29番地2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 山陽マルナカ広畑店  
所在地 姫路市広畑区吾妻町三丁目29番2号

イ 変更後

名称 マルナカ広畑店  
所在地 姫路市広畑区吾妻町三丁目29番地2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|            |                   |        |
|------------|-------------------|--------|
| 名称         | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社山陽マルナカ | 岡山市南区平福一丁目305番地の2 | 宮宇地 剛  |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年7月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和3年9月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年1月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ太子店  
所在地 揖保郡太子町東出字藤社239番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 山陽マルナカ太子店  
所在地 揖保郡太子町東出字藤社239番1ほか

イ 変更後

名称 マルナカ太子店  
所在地 揖保郡太子町東出字藤社239番地1ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|            |                   |        |
|------------|-------------------|--------|
| 名称         | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社山陽マルナカ | 岡山市南区平福一丁目305番地の2 | 宮宇地 剛  |

イ 変更後

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾 健一  |

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年7月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和3年9月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年1月29日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阪急宝塚商業ゾーン商業棟  
所在地 宝塚市栄町一丁目150—1外56筆

2 法第8条第1項の規定により宝塚市から聴取した意見の概要

- (1) 提出済みの「建築物等緑化計画届」から変更があれば、「建築物等緑化計画変更届」を提出されたい。
- (2) 工事期間中における通学（園）する園児・児童・生徒等の安全対策について、十分配慮されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年9月28日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町加古字上新田前1820番1、1821番、1824番4、1824番6、1820番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市加古川町平野449番地の1  
株式会社ステイG 代表取締役 本岡明仁
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年5月17日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－5号（3稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町二子字長池ノ内408番1、427番、427番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町新在家1丁目256番地の14  
株式会社不動産流通センター 代表取締役 仲上常幸
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年4月15日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－2号（3播磨）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町中村字宮川225番16、225番17、226番2、227番1、225番16地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市龍野町日山102番地の1  
株式会社竜野工務店 代表取締役 前田幾雄
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年2月8日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－32号（2たつの）



**丹波篠山市宇土地区整備計画案の縦覧公告**

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「条例」という。）第32条第2項において準用する条例第12条第1項の規定により、丹波地域の丹波篠山市宇土地区の整備計画案を次のとおり公告し、縦覧に供する。

なお、同区域内の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、電話番号及びその意見をできるだけ具体的に記載した文書を

次の縦覧場所に提出すること。

令和3年9月28日

丹波県民局長 今井良広

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称  
丹波地域
- 2 整備計画の名称  
丹波篠山市宇土地区整備計画
- 3 整備計画の区域  
丹波篠山市宇土（区域は縦覧に供する整備計画案に示す。）
- 4 整備計画案の縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課及び丹波篠山市まちづくり部地域計画課
- 5 整備計画案の縦覧期間  
令和3年9月28日（火）から同年10月11日（月）まで

### 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

#### 漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場（加島地区及び三ツ頭島地区）の機能の確実な発揮を図るため、令和3年9月10日に次のとおり指示した。

令和3年9月28日

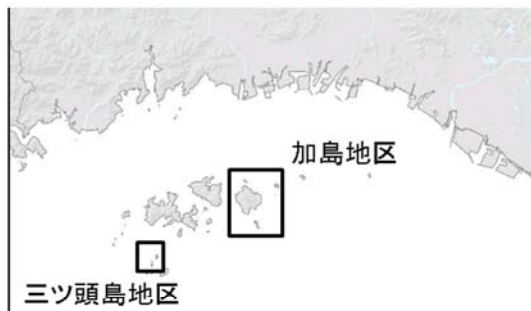
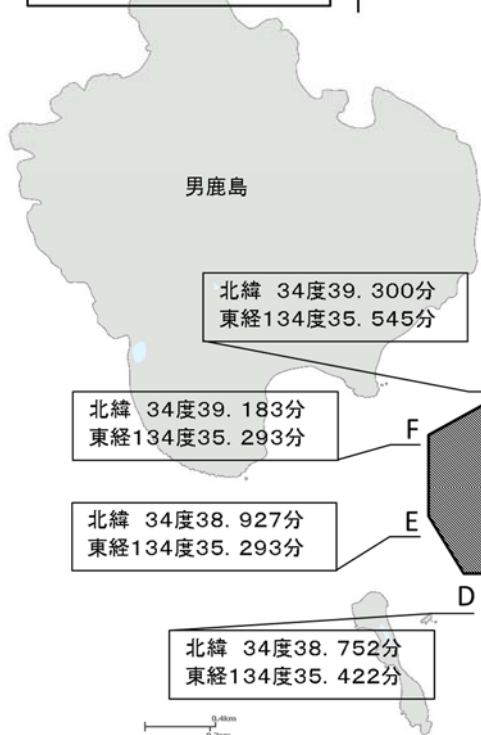
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会長 田沼政男

- 1 指示番号  
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1012号
- 2 指示事項  
何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域並びにG、H、I、J及びGの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。  
ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。  
〈各点の位置〉  
A 北緯34度39.300分、東経134度35.545分  
B 北緯34度39.300分、東経134度35.680分  
C 北緯34度38.752分、東経134度35.680分  
D 北緯34度38.752分、東経134度35.422分  
E 北緯34度38.927分、東経134度35.293分  
F 北緯34度39.183分、東経134度35.293分  
G 北緯34度36.971分、東経134度27.939分  
H 北緯34度36.542分、東経134度27.939分  
I 北緯34度36.542分、東経134度27.587分  
J 北緯34度36.823分、東経134度27.587分

加島地区

凡例

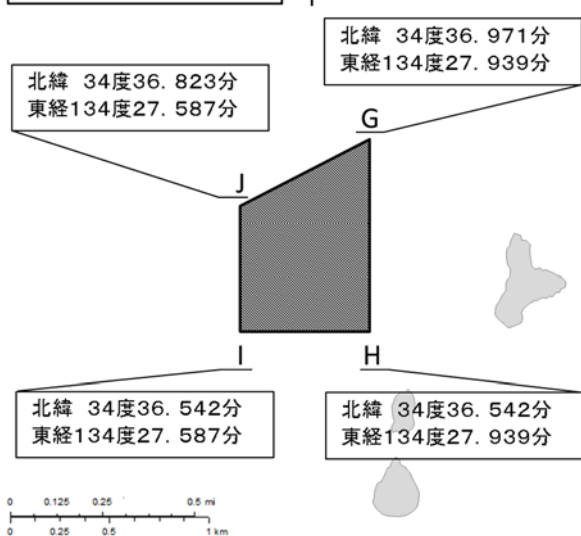
採捕禁止区域



三ツ頭島地区

凡例

採捕禁止区域



3 指示の有効期間

令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

教育委員会規則

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

兵庫県教育委員会

教育長 西上三鶴

## 兵庫県教育委員会規則第12号

## 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和39年兵庫県教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号まで、様式第12号から様式第15号まで及び様式第20号から様式第22号までの規定中「印」を削る。

様式第24号から様式第27号までの規定中「印」を削る。

(兵庫県立美術館管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立美術館管理規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊟」を削り、

「電話\_\_\_\_\_番」

を

「電話\_\_\_\_\_番」

電子メール\_\_\_\_\_」

に改める。

(教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正)

第3条 教育職員の免許状の授与等に関する規則(昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第10号、様式第12号、様式第16号、様式第17号、様式第20号及び様式第21号中「㊟」を削る。

(兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第4条 兵庫県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和54年兵庫県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「及び印鑑証明書」を削り、同項第4号中「、身分証明書及び印鑑証明書」を削り、同項第5号及び第6号中「、履歴書及び印鑑証明書」を「及び履歴書」に改める。

様式第1号から様式第19号まで及び様式第21号中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

\_\_\_\_\_㊟」

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

\_\_\_\_\_」

電話(\_\_\_\_\_)\_\_\_\_\_」

電子メール\_\_\_\_\_」

に改める。

(兵庫県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県立歴史博物館管理規則(昭和57年兵庫県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削り、

「電話\_\_\_\_\_番」

を

「電話\_\_\_\_\_番」

電子メール\_\_\_\_\_」

に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館管理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立人と自然の博物館管理規則(平成4年兵庫県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「㊟」を削り、

「電話\_\_\_\_\_番」

を

「電話\_\_\_\_\_番」

電子メール.....」  
に改める。

(兵庫県立南但馬自然学校管理規則の一部改正)

第7条 兵庫県立南但馬自然学校管理規則(平成6年兵庫県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「@」を削り、

「電話 担当者の氏名  
.....( ).....番.....」

を

「電話 担当者の氏名  
.....( ).....番.....  
電子メール.....」

に改める。

(聴聞手続規則の一部改正)

第8条 聴聞手続規則(平成6年兵庫県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項及び第3項中「記載し、主宰者が記名押印する」を「記載する」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「@」を削り、

「電話( ).....番」

を

「電話( ).....番  
電子メール.....」

に改める。

様式第4号中「@」を削り、

「電話( ).....番」

を

「電話( ).....番  
電子メール.....」

に、

「

|         |         |
|---------|---------|
| 電 話 番 号 | ( ) — 番 |
|---------|---------|

」

を

「

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 連 絡 先 | 電話( ) — 番<br>電子メール |
|-------|--------------------|

」

に改める。

様式第5号中「@」を削り、

「電話( ).....番」

を

「電話( ).....番  
電子メール.....」

に改める。

(兵庫県立考古博物館管理規則の一部改正)

第9条 兵庫県立考古博物館管理規則(平成19年兵庫県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「@」を削り、

「電話.....番」

を  
「電話.....番  
電子メール.....」  
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。  
(個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正)
- 3 個人情報の保護に関する条例施行規則（平成9年兵庫県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
様式第1号中「電話番号」の右に「・電子メールアドレス」を加える。

## 教育委員会公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年9月28日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
兵庫県立相生産業高等学校 MPSステーション(設置工事)一式
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和4年3月31日(木)
- (4) 納入場所  
入札説明書等による。
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒678-0062 兵庫県相生市千尋町10番50号

兵庫県立相生産業高等学校 担当 吉富

電話 (0791) 22-0595 F A X (0791) 22-1627

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年9月28日(火)から同年10月12日(火)まで(兵庫県の休日等を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日等(以下「県の休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(3) 申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

令和3年9月28日(火)から同年10月12日(火)まで(県の休日等を除く。)

午前9時から午後4時まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和3年10月28日(木)午後1時 兵庫県立相生産業高等学校 応接室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年10月27日(水)午後5時までに、上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年10月26日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和3年11月上旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

ア 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

- ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(4)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。  
エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。  
オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(6) 契約書作成の要否  
要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shibata Hidetoshi, Principal of Hyogo Prefectural Aioi Industrial High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

1 set of MPS station

(3) Delivery period:

March 31, 2022

(4) Delivery location:

Depends on the bid instructions

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 12, 2021

(6) Deadline for tender:

13:00 October 28, 2021 by direct delivery;

17:00 October 27, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Yoshitomi, Administrative Office, Aioi Industrial High School

10-50, Chihiro-cho, Aioi, Hyogo 678-0062

TEL (0791)22-0595 FAX (0791)22-1627



#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年9月28日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田 英俊

#### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県立相生産業高等学校 ターニングセンター式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和4年3月31日(木)

(4) 納入場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付す。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110



分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒678-0062 兵庫県相生市千尋町10番50号  
兵庫県立相生産業高等学校 担当 吉富  
電話 (0791) 22-0595 F A X (0791) 22-1627
- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和3年9月28日（火）から同年10月12日（火）まで（兵庫県の休日等を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日等（以下「県の休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (3) 申込書の提出期限  
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。  
令和3年9月28日（火）から同年10月12日（火）まで（県の休日等を除く。）  
午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (4) 入札・開札の日時及び場所  
令和3年10月28日（木）午後3時30分 兵庫県立相生産業高等学校 応接室
- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年10月27日（水）午後5時までに、上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年10月26日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年11月上旬）までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(4)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shibata Hidetoshi, Principal of Hyogo Prefectural Aioi Industrial High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

1 set of turning center

(3) Delivery period:

March 31, 2022

(4) Delivery location:

Depends on the bid instructions

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 12, 2021

(6) Deadline for tender:

15:30 October 28, 2021 by direct delivery;

17:00 October 27, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Yoshitomi, Administrative Office, Aioi Industrial High School

10-50, Chihiro-cho, Aioi, Hyogo 678-0062

TEL (0791)22-0595 FAX (0791)22-1627

~~~~~

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年9月28日

契約担当者

兵庫県立相生産業高等学校長 柴田英俊

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

兵庫県立相生産業高等学校 メカトロニクス実習装置一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和4年3月31日（木）

## (4) 納入場所

入札説明書等による。

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒678-0062 兵庫県相生市千尋町10番50号

兵庫県立相生産業高等学校 担当 吉富

電話 (0791) 22-0595 FAX (0791) 22-1627

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和3年9月28日（火）から同年10月12日（火）まで（兵庫県の休日等を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日等（以下「県の休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(3) 申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

令和3年9月28日（火）から同年10月12日（火）まで（県の休日等を除く。）

午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和3年10月28日（木）午後4時30分 兵庫県立相生産業高等学校 応接室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和3年10月27日（水）午後5時までに、上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年10月26日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和3年11月上旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書等又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(4)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shibata Hidetoshi, Principal of Hyogo Prefectural Aioi Industrial High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

1 set of training device of mechatronics

(3) Delivery period:

March 31, 2022

(4) Delivery location:

Depends on the bid instructions

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 12, 2021

(6) Deadline for tender:

16:30 October 28, 2021 by direct delivery:

17:00 October 27, 2021 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Yoshitomi, Administrative Office, Aioi Industrial High School

10-50, Chihiro-cho, Aioi, Hyogo 678-0062

TEL (0791)22-0595 FAX (0791)22-1627



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年9月28日

契約担当者

兵庫県立豊岡総合高等学校長 山本 宏 治

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
兵庫県立豊岡総合高等学校 5軸マシニングセンター式及び旋盤一式
- 2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地  
兵庫県立豊岡総合高等学校 豊岡市加広町6番68号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年9月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
関東物産株式会社 兵庫営業所 神戸市西区見津が丘1-6-1
- 5 落札金額  
86,895,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年8月3日

**公安委員会告示**

**兵庫県公安委員会告示第267号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項に規定する地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和3年9月10日付けで解いたので、公示する。

令和3年9月28日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

委嘱を解いた者

| 氏 名     | 活 動 区 域    |
|---------|------------|
| 川 端 しげ子 | 姫路警察署の管轄区域 |